

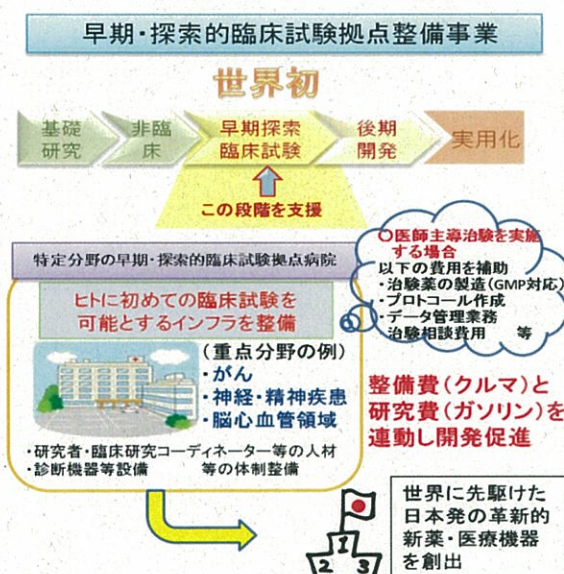
革新的新薬・医療機器創出のための臨床試験拠点整備

【概要】

- ライフ・イノベーションを推進し、世界に先駆けて日本発の革新的な医薬品・医療機器を創出するためには、我が国の臨床試験体制の整備が重要である。
- 2009年度の「新たな治験・活性化5カ年計画の中間見直しに関する検討会」では、医薬品・医療機器の開発における後期段階の体制整備については、世界的な視点から一定の評価を得るためにはまだ解決すべき課題があるものの、全体的には着実な改善がみられているという評価を得たところである。
- 他方、医薬品・医療機器の開発における早期段階については、我が国の体制整備が不十分であることから、基礎研究成果（シーズ）が日本発であっても、インフラの整った海外で先行して実用化された後、遅れて日本に導入される状況にある。
- そこで、早期段階の体制整備のため、世界に先駆けてヒトに初めて新規薬物・機器を投与・使用する臨床試験の実施拠点となる医療機関（早期・探索的臨床試験拠点）を選定し、そのような医療機関について集中的に必要な体制整備を行う。
- この体制整備により、我が国のライフ・イノベーションを推進することで、革新的な医薬品・医療機器の開発がインフラの整備された海外で先行して実用化されている状況を解消し、日本発の有望なシーズを世界に先駆けて実用化することが期待できる。

【アウトカム（目標）】

- 世界に先駆けてヒトに初めて新規薬物・機器を投与・使用する臨床試験の実施拠点となる医療機関を選定し、当該拠点による世界に先駆けた日本発の革新的な医薬品・医療機器の開発の着手



【今後の取組】

- 平成23年度の早い段階で、世界に先駆けてヒトに初めて新規薬物・機器を投与・使用する臨床試験等の実施拠点となる医療機関を選定
- PDCAサイクルによる進捗の評価

大規模医療情報データベースの構築・医薬品等安全対策への活用

【概要】

- 本事業は、全国の大学病院等5か所に1,000万人規模のデータを収集するための医療情報データベースを構築するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に情報分析システムを構築し、医薬品等の安全対策を推進するものである。

【アウトカム】

- 医薬品等の安全対策の更なる向上を目指し、従来の企業等からの副作用報告のみでは把握できなかった安全性情報を正確かつ詳細に情報収集するために、2015 年を目途に、全国5ヵ所の大学病院等に、1,000万人規模のデータベースを構築する。

【今後の取組】

- 2011 年夏に医療情報データベースの仕様書の作成及び同データベースを構築する医療機関の選定を行う。



厚生労働省

健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト 平成23年度予算案:131億円(特別枠)
(医療情報データベース基盤の整備事業 37億円)

医療情報データベースの活用による医薬品等の安全対策の向上

キャッチフレーズ「1,000万人規模の電子的医療情報を収集し、安心・安全な医療の提供を目指す」

背景

医薬品等の安全性情報の正確性・迅速性を向上するため、「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて」（平成22年4月最終提言）において、医薬品の安全対策への電子的なデータベースの活用を求められ、政府のIT戦略（平成22年5月）、新成長戦略（平成22年6月）においても、データベースの活用について盛り込まれている。

概要

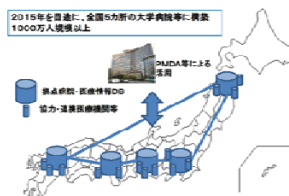
全国の大学病院等5か所に1,000万人規模のデータを収集するための医療情報データベースを構築するとともに、(独)医薬品医療機器総合機構に情報分析システムを構築する。データベースについて、疫学的手法を利用し、医薬品等のリスク・ベネフィットの正確・迅速な評価を行い、副作用に関する情報を見つけ出す等、安全対策に活用する。

目標

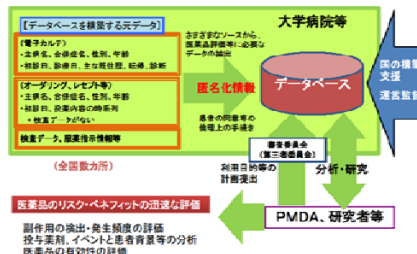
医薬品等の安全対策の更なる向上を目指し、従来の企業等からの副作用報告のみでは把握できなかった安全性情報を正確かつ詳細に情報収集するため、1,000万人規模のデータベースを構築する。

(事業イメージ)

医薬品等の安全対策等におけるデータベース



拠点毎のデータベースの構築



サービス付き高齢者向け住宅の制度化・供給支援

【概要】

■ 法律（案）

医療・介護・住宅が連携し安心できる住まいの供給を促進するため、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅について、入居者保護と供給促進の観点から、両者一元的なルールの下で厚生労働省・国土交通省共管の制度として再構築し、新たに「サービス付き高齢者向け住宅制度」を創設（高齢者住まい法改正）。

■ 補助（案）（高齢者等居住安定化推進事業：H23 年度予算案計上額 325 億円）

新たに創設される「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO 等に直接補助を行う。

＜対象＞ 登録されたサービス付き高齢者向け住宅

＜補助額＞ 建築費の 1/10 改修費の 1/3 （国費上限 100 万円/戸） 等

■ 税制（案）

所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置によるサービス付き高齢者向け住宅（仮称）の供給促進。

■ 融資（案）

- ・ サービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅で、食堂等の共用スペースが設けられた住宅について、住宅金融支援機構の融資要件を緩和。（H23 年度予算案計上額 6 億円）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅への入居一時金についての民間金融機関によるリバースモーゲージを、住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保対象に追加する。

【アウトカム】

- 高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合を欧米並み（3～5%）とする。

（国土交通省成長戦略における戦略目標：2020 年目途）



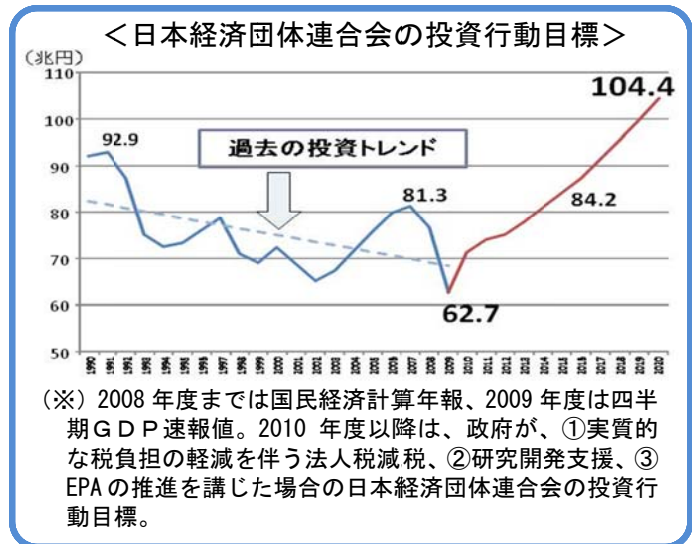
日本国内投資促進プログラムの策定

【概要】

- 産業界、労働界の参加を得た「国内投資促進円卓会議」において、今後半年から1年の間に官民が一体となって実施すべき対応策を検討し、「日本国内投資促進プログラム」を昨年11月に策定。

【アウトカム】

- 国内における企業の投資・事業活動を促進する「成長促進型」政策を強力に推進し、産業界全体で2020年に104兆円超の設備投資を行うという日本経済団体連合会の目標をはじめ、産業界の具体的な投資行動目標の実現を支援する。



【今後の取組】

- プログラムに基づき、投資・事業活動基盤の整備（①国を開く世界水準の投資・事業環境の整備、②日本の拠点機能強化（アジア拠点化・イノベーション拠点化）、③中小企業の活性化）及び需要・投資先の開拓（①グリーン分野の需要開拓、②地域の需要開拓、③戦略的な海外投資）を推進。

＜2011年に実施する主な施策＞

■「企業立地促進総合プラン」の実施（2011年1月）

「日本国内投資促進プログラム」に盛り込まれた「企業立地促進総合プラン」に基づき、全国9ブロックに、経済界、地方自治体等から構成される「国内投資促進地域本部」を設置するとともに、地方経済産業局に「工場立地相談窓口」を設置し、企業の立地や投資を巡る個別具体的な相談に対応する。

■規制・制度改革に関する対処方針の閣議決定（2011年3月）

行政刷新会議において、国内投資促進プログラムの検討過程において民間から提起された項目も含め、規制・制度改革に関する対処方針を検討中であり、2011年3月に政府の方針を閣議決定する予定。

■「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」の策定（2011年夏）

「日本国内投資促進プログラム」に基づき、中長期視点に立ったヒト・モノ・カネ流れの円滑化に資する事業環境整備のための総合的なプログラムである「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」を来夏を目途に取りまとめる。

アジア債券市場の構築

信用保証・投資ファシリティ

【概要】

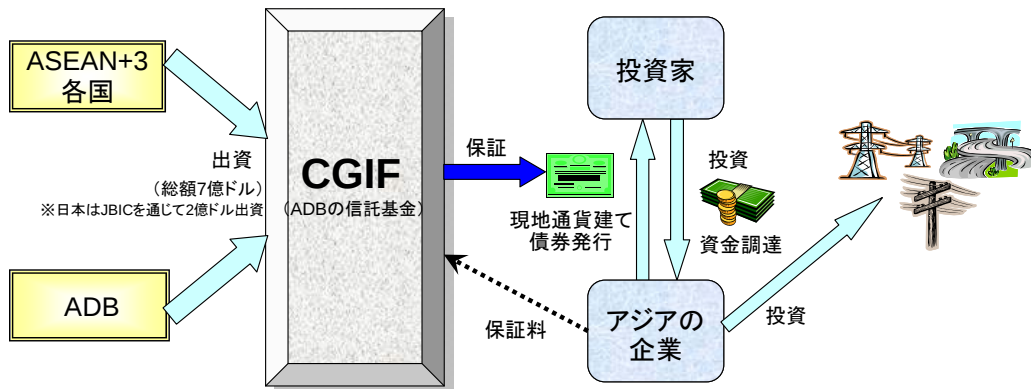
- ASEAN+3（日中韓）域内の企業等が発行する債券に保証を供与するために、2010 年 11 月に設立した信託基金（資本規模は 7 億ドル）。

【アウトカム】

- ASEAN+3(日中韓)域内の債券発行を支援し、域内債券市場の育成に貢献。

【今後の取組】

- 業務を開始し、具体的な保証案件の組成を進める。



ASEAN+3 債券市場フォーラム

【概要】

- 官民の専門家が参加し、ASEAN+3（日中韓）域内のクロスボーダー債券取引を促進するため、クロスボーダー債券取引に係る市場慣行を標準化し規制を調和化することを目的としたフォーラム。2010 年 9 月に設置し、東京で第 1 回会合を開催。

【アウトカム】

- 域内のクロスボーダー債券取引に係る市場慣行を標準化、規制の調和化。

【今後の取組】

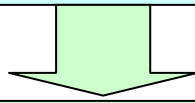
- ASEAN+3 域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージフォーマットの調和化に向けた検討課題を報告書に取りまとめる。

外為法に基づく報告書の簡素化

【概要】

新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）

日本国内においても、・・・世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要である。・・・規制を大胆に見直すなど、日本としても重点的な国内改革も積極的に進める。



- ◎ 国際収支統計の精度を確保しつつ、外為法上の報告書を簡素化
（パブリック・コメントを経て、3～4月を目途に省令を改正）

【簡素化の例：日本本社による海外子会社向け親子ローンの供与】

- ① ローン契約締結時の事後報告（資本取引に関する債権の発生報告書）
（※1億円超の場合）

⇒ 廃止（以下②の支払等報告書により捕捉可能）

- ② 海外送金実行時の事後報告（支払等報告書）（※3,000万円超の場合）

【アウトカム】

- 上記①（ローン契約締結時の事後報告（資本取引に関する債権の発生報告書））を原則廃止（提出不要となる報告書の件数：年14,000件程度（平成21年度ベース））

【今後の取組】

- 2～3月 行政手続法に基づくパブリック・コメント
■ 3～4月 外為法に係る財務省令の改正

関空・伊丹の経営統合に係る制度改正とコンセッション契約の検討

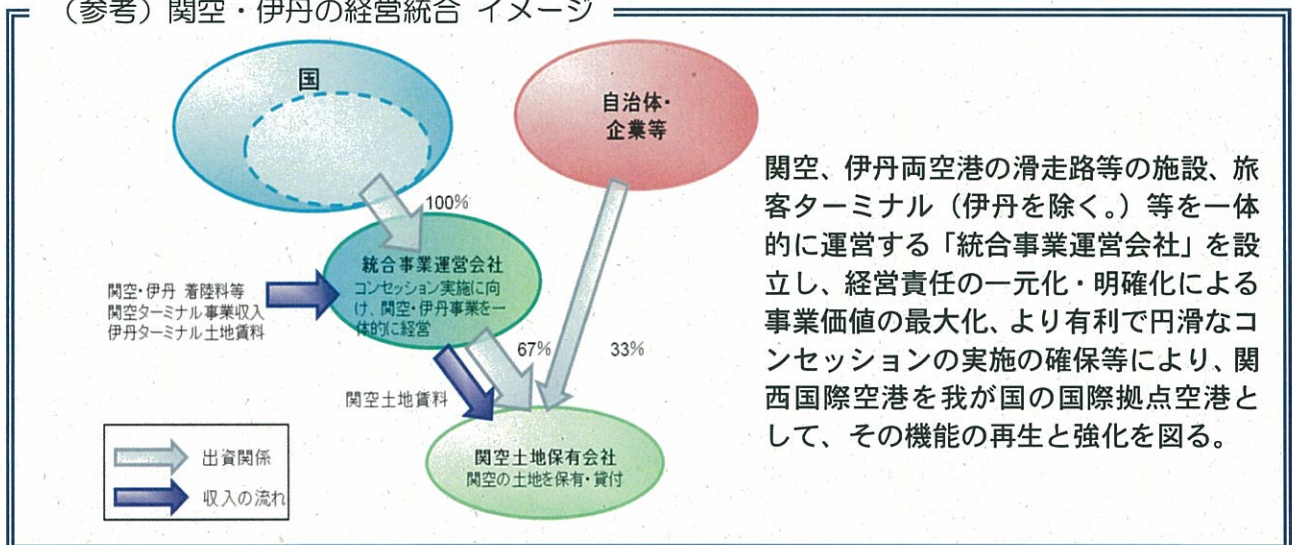
【概要】

- 国土交通省成長戦略(平成 22 年 5 月 17 日)及び新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)に基づき、第 177 回通常国会への関連法律案の提出に向け、所要の準備(地元自治体等関係者との調整、所要の税制要望・予算要求等)を実施。

【効果】

- 関空のバランスシート改善
関空のバランスシートを改善するために、関空・伊丹の事業運営権を一体で民間にアウトソース(いわゆる「コンセッション」)することを基本に、両空港の事業価値の最大化とキャッシュ化を追求。そのため、両空港の経営統合を先行させつつ、民間提案を積極的に受け入れる中で具体的方策を検討。
- 関空・伊丹の一層の活用
 - ① 関空は、施設使用料・着陸料等の戦略的な引き下げ、LCC(格安航空会社)専用ターミナルの整備等を可能とし、アジア全域を視野に入れた貨物ハブの形成、LCC(格安航空会社)の誘致によるインバウンド受け入れ拠点としての地位を確立。
 - ② 伊丹は、関空の補完的空港として活用しつつ、将来的なりニア等の周辺の状況の変化や跡地の土地利用計画の策定状況等を見通し、廃港・関空への一元化の検討等、民間の経営判断により、具体的活用方策を決定。
 - ③ 大阪ビジネス拠点から関空への鉄道アクセス改善等について、関空の国際競争力強化の観点から、国と地元関係者が連携して、具体的方策、手法等について調査・検討。

(参考) 関空・伊丹の経営統合 イメージ



【今後の取組】

- 次期通常国会に関連法律案を提出し、平成 24 年度のなるべく早い時期に経営統合を実現することを目指す。

造船業の国際競争力の強化

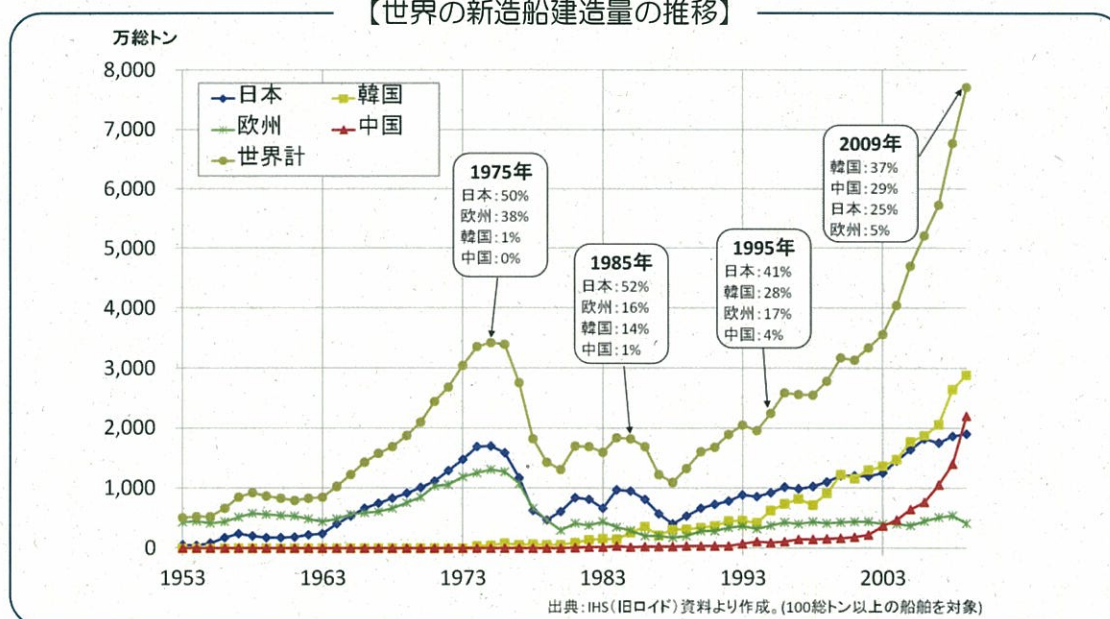
【概要】

- 我が国造船業は、日本の海事産業の中核であるとともに地域の経済と雇用を支えてきた産業であるが、昨今の世界経済動向や大型造船市場における韓国及び中国の建造能力の急拡大などを背景に極めて厳しい競争環境におかれている。こうした中、我が国造船業の競争力を強化し、今後の熾烈な国際競争に勝ち残るべく、省エネ性能等の技術力強化や海洋等新分野への事業展開などの総合的な戦略を構築し、実施する。

【今後の取組】

- 2010年12月に国土交通省に設置した「新造船政策検討会」において、戦略及び具体的方策について検討し、2011年夏までに取りまとめる。

【世界の造船建造量の推移】



【船舶の省エネ技術開発の例】



【新分野の例】



「地域主権」型社会の構築に向けた取組

【概要】

- 活力ある地域社会を形成し、「地域主権」型社会を構築するため、地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を活用し、地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう、「緑の分権改革」、「定住自立圏構想」の推進及び過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援を行う。



▲森林環境実践セミナー（北海道下川町）
【緑の分権改革調査事業（2010年度事業）】

【アウトカム】

- 「緑の分権改革」を推進する取組により、地域の自給力と創富力を高める。（2010年度実績）
 - ・クリーンエネルギーの賦存量調査等（142件）
 - ・先行的・総合的な取組の調査（27件）
 - ・クリーンエネルギー活用等の支援（117団体）
- 交付金等を通じて、過疎地域の自立・活性化を図る。



【今後の取組】

- 「緑の分権改革」に係る調査の結果を踏まえて緑の分権改革推進会議において検討を深め、実証的で使いやすい改革モデルを取りまとめの上、地方公共団体に提示。
- 「定住自立圏構想」推進のため、各定住自立圏の特性を活かした雇用創出に資する取組についての調査等により、各定住自立圏における取組内容の充実・深化を支援。
- 過疎地域等自立活性化推進交付金を新設し、ソフト事業・ハード事業の両面から過疎地域の自立・促進を支援。

▼想定される過疎地域等自立活性化推進交付金の利用例

定住促進空き家活用事業



総務省自治行政局地域力創造グループ地域政策課、地域自立応援課、過疎対策室

大都市の成長戦略の策定

【概要】

- 「都市再生基本方針」を全面的に改訂し、我が国経済の牽引に向け、ハード・ソフトの両面から大都市の都市戦略（成長戦略）を明記するとともに、少子高齢化の進展など経済・社会情勢の変化に対応した都市再生の在り方を提示。

【主な経緯】

- 2010年6月 新成長戦略において、大都市の成長戦略の策定を位置付け。
- 7月 都市再生基本方針の改訂に係る有識者・実務者ボードを設置。地方公共団体、デベロッパー、金融機関等からヒアリングを行うなど、集中的な検討を実施（～12月）。
- 12月 パブリックコメントを実施（～2011年1月）。
- 2011年2月 閣議決定

都市再生基本方針の改訂について

背景

- ・少子高齢化の進展により、平均出生率が低水準で推移する中、多くの地域で、人口減少しており、今後、大都市においても人口減少が進む。
- ・大都市部を中心に、今後、高齢者人口が急激に増加する。
- ・国際的な都市間競争が激化する中、わが国の大都市が新たな需要と雇用を生み出す将来の成長が期待される産業の育成等により国際競争力を高めることが、長年にわたり低迷するわが国経済の再生の鍵となっている。

見直しの基本的方向

<現行の基本方針>

- ハード面の都市整備に関する事項を中心とし、大都市から地方都市までの方針を一体として記述
- 近年の経済・社会情勢の変化が反映されていない

<改訂後の基本方針>

- 我が国経済の牽引に向け、ハード・ソフトの両面からの大都市の都市戦略（成長戦略）を明記
- 少子高齢化の進展等の近年の経済・社会情勢の変化に対応した都市再生の在り方を提示

改訂後の基本方針のポイント

<大都市・地方都市等共通>

- ・包括的・戦略的な計画を「選択と集中」のコンセプトのもと集中的支援
- ・人口減少社会の到来を踏まえ、従来のような都市の拡張は止め、よりコンパクトな都市を実現
- ・ハード面の都市整備に偏らず、既存都市インフラを有効活用しつつ、産業面等での都市機能を強化
- ・PPP、PFI、「新しい公共」との連携等により、官に加え民間の知恵と資金の有効利用を推進
- ・高齢者人口の増加を踏まえ、福祉・医療サービスが的確に供給され高齢者が安心して生活できるまちづくりを推進
- ・地球環境問題等に対応し、低炭素社会の実現につながるまちづくりを推進
- ・リーマンショック等の経験も踏まえ、都市再生に必要な資金を安定的に供給するファイナンス環境を整備

<大都市>

- ・国際競争力の強化の観点から、大都市に立地する企業の経済活動の効率性を高める環境等を整備
- ・同様の観点から、海外の高度人材を呼び込むための質の高い生活環境を確保
- ・大都市圏内の都市間で都市再生の推進に関する連携・役割分担を強化
- ・交通渋滞等の大都市の機能集積に伴うデメリットについてできる限り抑制
- ・医療・福祉サービスの的確な提供、子どもを生み育てる環境の整備、環境対策の重点実施

基本方針改訂後の手続き

- ・改訂後の基本方針を踏まえ、都市再生緊急整備地域の地域整備方針について、より具体性が高く、幅広いものへと見直し
- ・また、都市再生緊急整備地域の指定の見直しも必要に応じて実施

民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等

【概要】

- 都市再生特別措置法において国際競争力強化につながる特別の地域指定制度を創設し、支援措置を講じることにより、大都市における都市開発事業を推進。

【今後の取組】

■ 都市再生特別措置法の改正

特定都市再生緊急整備地域の創設等により都市開発事業を強力に推進し、都市の国際競争力を強化。

（予算支援：国際競争拠点都市整備事業）

大都市の国際競争力を強化する上で拠点となる地域において、国、地方公共団体、民間事業者から構成される協議会が策定する整備計画に位置付けられる都市拠点インフラの整備について、重点的かつ集中的に支援を行う事業制度を創設。

（税制支援：国際競争力の強化その他経済活力の向上を図るための大都市再生税制の拡充・延長）

都市再生緊急整備地域及び新設する特定都市再生緊急整備地域における認定事業について、以下の課税の特例を措置。

- ・ 所得税・法人税：割増償却（都市（特定含む）5年間5割増償却）
- ・ 登録免許税：所有権の保存登記の軽減税率
（特定23年度0.15%、24年度0.20%、都市0.30%（本則0.40%））
- ・ 固定資産税等：課税標準の特例（特定1/2、都市3/5、いずれも5年間）
- ・ 不動産取得税：課税標準の特例（特定1/2、都市4/5）

（金融支援：民間都市開発プロジェクトに対する金融支援）

優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金の供給の円滑化を図るため、安定的な金利で長期に資金調達ができる仕組みとして、そのリスクに備えた資本の確保のための措置を講じながら、メザニン支援業務（※）（貸付け・社債取得）を創設。

（※）民間都市開発プロジェクトの立ち上げを支援するため、資本と負債の中間に位置する、ミドルリスク資金（メザニン）の供給を円滑化するための業務をいう

地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用

【概要】

- 国有財産について、地域や社会のニーズに対応して積極的に活用することを検討し、未利用国有地の管理処分方式の多様化等の方針をとりまとめ、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」を公表（2010年6月）。
- 民間企業で行われているCRE戦略を参考に、庁舎・宿舍を含む国有財産について戦略的な維持管理や施設の長寿命化の推進等のPRE戦略をとりまとめ、「国有財産行政におけるPRE戦略について」を公表（2010年12月）。

【アウトカム】（社会福祉分野における国有財産の有効活用）

- 未利用国有地を保育などの社会福祉施設や医療施設として利用する場合に、地方公共団体に対する定期借地権を活用した貸付を可能とするなどの制度整備を実施。

＜社会福祉分野における未利用国有地の活用＞

	未利用国有地の利用・取得要望件数 (平成22年6月18日～12月31日)	
	(地方公共団体等に対する) 定期借地	売却など 定期借地以外の手法
保育分野	8件	7件
介護分野	8件	5件

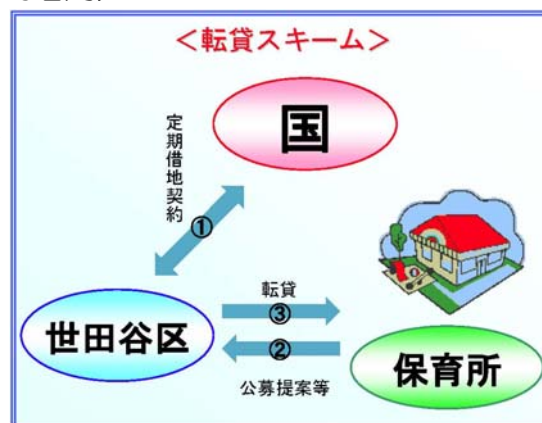
※1 保育分野においては上記以外に、行政財産の定期借地による新規貸付が1件、国家公務員宿舍の空きスペースを利用した家庭的保育（保育ママ）事業が1件予定されている。

※2 その他、医療分野においても1件、定期借地権を利用した新規貸付の取組みが進んでいる。

【具体的事例】（社会福祉分野における国有財産の有効活用）

＜未利用国有地（東京都世田谷区）の事例＞

- 世田谷区からの要望を受け、定期借地権(20年)を利用し認可保育所用地として未利用国有地の新規貸付（2件）を実施。（定期借地権を利用した新規貸付の第1号案件）
- 保育所は2012年4月に開所予定。



企業における事業継続計画（BCP）の策定促進のための 策定事例の収集・情報提供等の実施

【概要】

■ 企業BCP策定事例の提供

「建設業（総合工事業）」及び指定公共機関の一つである「高速道路の整備・運用に関する事業」の2業種において、BCPに関する文書を収集し、加工・整理して取りまとめ、内閣府防災のホームページにてBCP策定事例として情報提供を開始（2010年12月）。

■ 企業の連携によるモデル訓練

企業BCPの実効性向上を図るため、地域の立地企業と連携して行うモデル的な総合的訓練を実施（2010年11月）。

【アウトカム】

- BCP策定率に係る目標（2020年 大企業：ほぼすべて、中堅企業：50%）を達成し、成長の基盤となる企業活動の安定性を確保。

【今後の取組】

■ 企業BCP策定事例の提供

他の業種についても事例の収集を行い、以下のホームページにて随時更新して追加していくことを予定。

■ 企業の連携によるモデル訓練

モデル訓練の経験に基づく、総合的訓練に関する課題やその解決方向等の情報提供を行う予定。

【参考】



↑ ホームページ

<http://www.bousai.go.jp/kigyoubousai/jigyoub/bcpjirei.html>

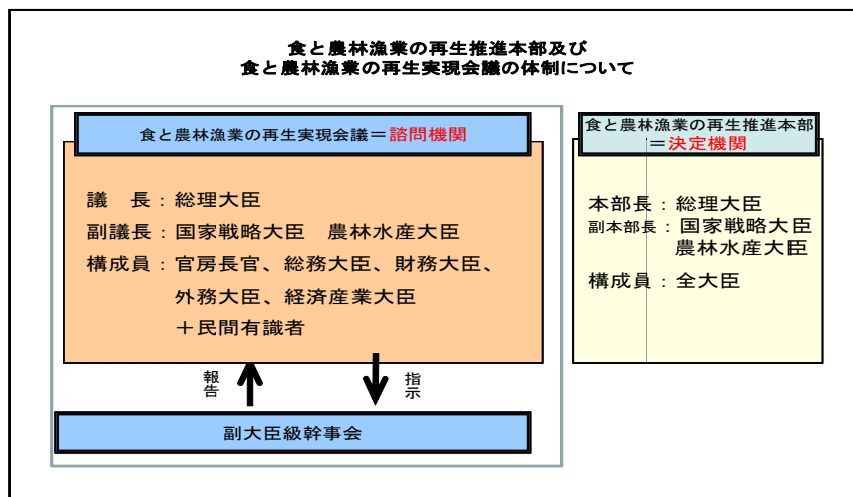
策定事例のイメージ→



食と農林漁業の再生推進本部の設置

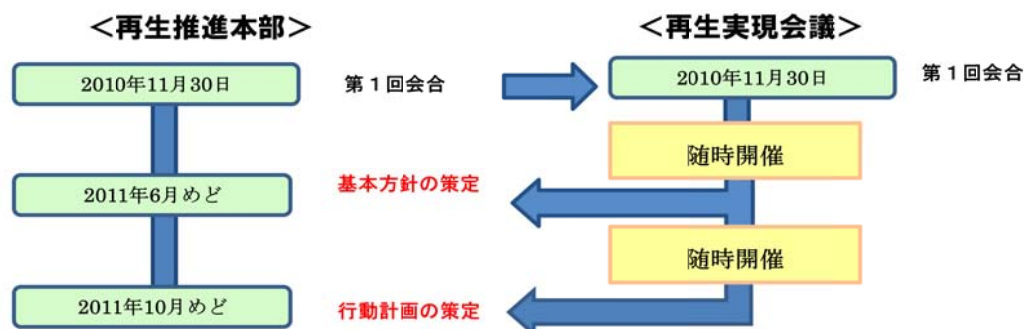
【概要】

- 2010年11月30日、「包括的経済連携に関する基本方針」（平成22年11月9日閣議決定）に基づき、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策について検討するため、「食と農林漁業の再生推進本部」を設置。
- 同日、その諮問機関である「食と農林漁業の再生実現会議」を立ち上げ、具体的な検討を開始。



【今後の取組】

- 2011年6月めどに基本方針を決定。
- さらに、競争力強化などに向けた必要かつ適切な抜本的国内対策並びにその対策に要する財政措置及びその財源を検討し、中長期的な視点を踏まえた行動計画を2011年10月めどに策定。



「戸別所得補償モデル対策」の実施及び「農業者戸別所得補償制度」の本格実施

【概要】

- 2010年4月1日、水田農業を対象に「戸別所得補償モデル対策」の加入スタート。
 戸別所得補償制度モデル対策における実績
 - ① 加入申請件数は約133万件で、前年の生産調整実施農家数（120万件）を大幅に上回る申請
 - ② 米モデル事業の加入申請面積は約115万haとなり、全国で過剰作付面積が約8千ha縮小
 - ③ 新規需要米（米粉用・飼料用米等）の加入申請面積は約3.6万haとなり、21年産の約2倍
- 2010年11月8日、「戸別所得補償モデル対策交付金」の支払いを開始。
 （米の定額部分は、北海道、東北、北陸といった主産県で年内に支払いを完了）
- 2010年12月24日、本格実施となる2011年度の「農業者戸別所得補償制度」に係る予算を概算決定。
 （大臣折衝により規模拡大加算100億円を追加で措置）

【今後の取組】

- モデル対策における米の変動部分の交付を3月中に実施。
- 4月から、水田農業に加えて畑作物まで対象を拡大して、「農業者戸別所得補償制度」を本格的に実施。



戸別所得補償モデル対策交付金支払開始式
 （2010年11月8日）

「農業者戸別所得補償制度」の本格実施の概要

- 畑作物の所得補償交付金
 - ・麦、大豆、そば、なたね等を対象に、生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。
- 水田活用の所得補償交付金
 - ・水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米、そば、なたね等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を直接交付。
- 米の所得補償交付金
 - ・米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。
- 米価変動補てん交付金
 - ・米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、米価変動に補てんするための交付金を直接交付。
- 加算措置等
 - ・経営規模の拡大や農地の再生利用等を行った場合に加算金を交付。